

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則（平成23年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館手続)</p> <p>第6条 記念館に入館しようとする者<u>(中学生以下の者を除く。)</u>は、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）別表第1に定める入館料<u>又は3館共通入館料</u>を納入し、入館券の交付を受けなければならない。</p>	<p>(入館手続)</p> <p>第6条 記念館に入館しようとする者は、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）別表第1に定める入館料を納入し、入館券の交付を受けなければならない。</p>
<p>(入館料の免除等)</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。次項において同じ。）</u>が入館する場合その他公益上必要があると認める場合は、入館料を免除することができる。</p>	<p>(入館料の免除等)</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、入館料を免除することができる。</p> <p>(1) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者が入館するとき。</u></p> <p>(2) <u>小学校の児童又は中学校の生徒が学校行事として入館するとき。</u></p> <p>(3) <u>前各号に定めるもののほか、教</u></p>

育委員会が公益上必要があると  
認めるとき。

2 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除申請書（様式第1号）により教育委員会に申請し、我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除承認書（様式第2号）の交付を受けなければならない。ただし、障害者については、この限りでない。

2 入館料の免除を受けようとする者は、前項第1号に規定するときを除き、あらかじめ我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除申請書（様式第1号）により教育委員会に申請し、我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除承認書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月26日から施行する。